

十島村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) ○年度の人件費率
26年度	人 665	千円 4,168,671	千円 75,831	千円 363,744	% 8.7	% 8.8

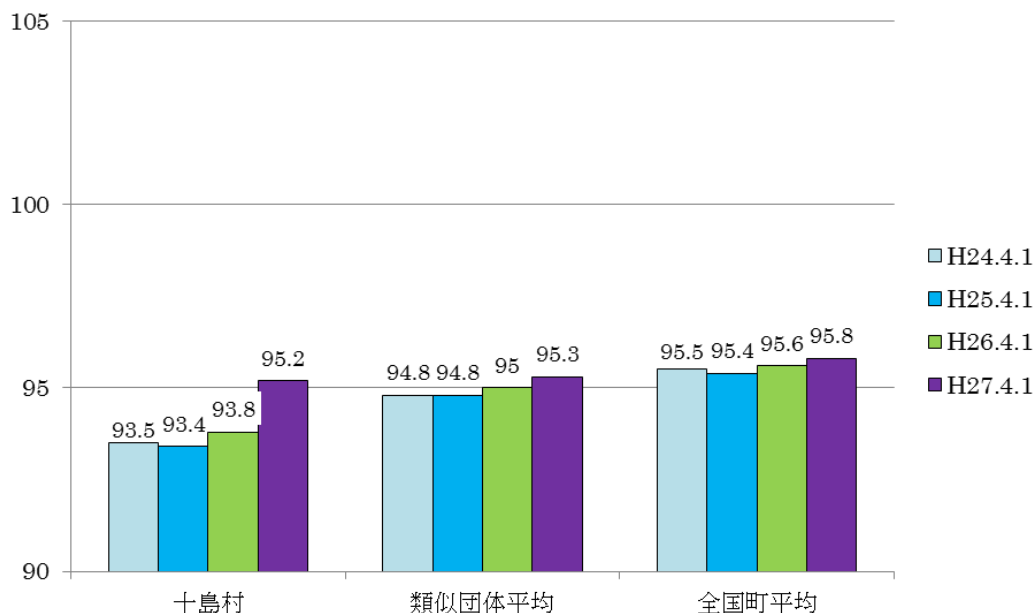
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
26年度	人 31	千円 96,010	千円 43,541	千円 14,309	千円 153,860

(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)○○○ 平均一人当た り給与費
千円 4,963	千円 5,492

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本村では人事院勧告に準じた給与改定を行っています。平成27年度は経験年数階層の変動等に伴い上昇していますが、類似団体や全国町平均に比べ低くなっています。今後とも、人事院勧告に準拠する中で、適正な給与水準に努めていきます。

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないので記載不要

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
27年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0.36

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
27年度	月	月	月	月	月	月 4.2

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

支給実績はありません。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6)特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
十島村	35.6歳	260,000円	348,538円	286,473円
鹿児島県	44.9歳	332,700円	406,376円	366,526円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	41.3歳	301,497円	352,840円	330,387円

②技能労務職

該当なし

③教育職

該当なし

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区分		十島村	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	174,200円	174,200円	174,200円
	高校卒	142,100円	142,100円	142,100円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	235,700 円	307,300 円	367,000 円	405,264 円
	高校卒	214,500 円	230,200 円(①)	365,000 円	374,500 円

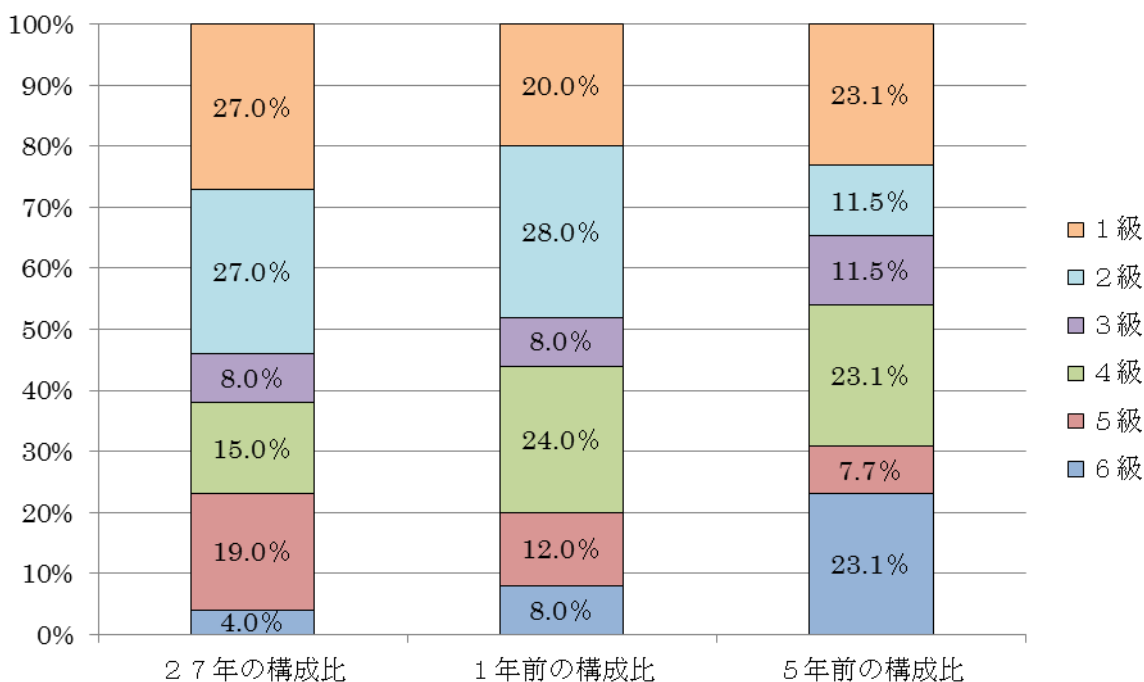
(注) ①の欄に関しては、該当職員がないため、直近の勤続年数職員の数字を使用している。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長又は参事	1 人	4.0 %	315,800 円	407,900 円
5 級	課長又は参事	5 人	19.0 %	285,000 円	390,700 円
4 級	室長又は特に高度の知識・経験を必要とする主幹	4 人	15.0 %	258,300 円	378,700 円
3 級	主査又は主幹の職務	2 人	8.0 %	223,900 円	347,700 円
2 級	特に高度な知識・経験を必要とする主事（技師）の職務	7 人	27.0 %	187,700 円	301,900 円
1 級	主事補（技師補）又は定期的な業務を行う主事（技師）	7 人	27.0 %	137,600 円	244,900 円

(注) 1 十島村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

給与条例規則に基づき1年間の勤務成績に応じて、昇給に反映させている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

十島村	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,356 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,588 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.5 月分 (—)月分 (—)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.5月分 (1.45)月分 (0.7)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.5月分 (1.45)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

給与条例規則に基づき1年間の勤務成績に応じて、昇給に反映させている。

(2) 退職手当 (27年4月1日現在)

十島村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 27.405月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) 1人当たり平均支給額 11,181 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.455月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (27年4月1日現在)

※該当なし

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		22,929千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		790,688円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		50.9%		
手当の種類（手当数）		12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
防疫手当	診療所	伝染病処理作業	0千円	日額400円
乗船手当	船舶乗組員	乗船につき	3,162千円	1回650～1,000円
機関部手当	船舶乗組員（機関部）	機関部職	144千円	月額2,000円
船内荷役手当	船舶乗組員	船内荷役	11,713千円	1t当たり600円
医師手当	診療所医師	医療に関する調査研究	0千円	月額200,000円
看護手当	看護師	看護業務	3,870千円	月額40,000～ 75,000円
保健活動手当	保健師	保健業務	152千円	日額1,000円
航海管理手当	船舶乗組員	航海管理者	3,510千円	月額4,000円～ 100,000円
入渠手当	船舶乗組員	入渠期間作業従事	378千円	日額1,700～ 2,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	住民課・診療所	行旅病人及び行旅死亡人の保護移送、収容	0千円	保護移送の場合 日額400円 収容の場合 日額800円
海事職手当	船舶乗組員	船員法の最低賃金を下回る職員に支給	0千円	月額20,000円以内
地籍調査手当	地籍調査員	地籍調査従事	0千円	月額10,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	16,167千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	344千円
支給実績（25年度決算）	14,732千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	368千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (27年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 扶養親族 6,000円 配偶者非扶養の扶養親族 6,500円 配偶者なしの扶養親族 11,000円 16～22歳の特定期間 5,000円	同じ		9,610千円	266,945円
住居手当	家賃12,000～23,000円未満 (家賃額-12,000)円 家賃23,000～55,000円未満 (家賃額-23,000)×1/2+11,000円 家賃55,000円以上 27,000円	同じ		3,942千円	303,231円
通勤手当	～5km 2,000円 5～10km 4,200円 10～15km 7,100円 15～20km 10,000円 20～25km 12,900円 25～30km 15,800円 30～35km 18,700円 35～40km 21,600円 40～45km 24,400円 45～50km 26,200円 50～55km 28,000円 55～60km 29,800円 60km～ 31,600円	同じ		1,984千円	90,162円
管理職手当	6級課長 51,108円 6級会計管理者 46,849円 5級課長 48,444円 5級会計管理者 44,407円 4級課長 46,944円 4級会計管理者 43,032円	同じ		3,484千円	580,650円
宿日直手当	1回 4,000円	異なる		1,348千円	96,286円

5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	651,100 円 (766,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 828,000円 / 435,600円	
	副 市 町 村 長	545,400 円 (606,000 円)	667,000円 / 421,500円	
報 酬	議 長	270,160 円 (307,000 円)	316,000円 / 171,100円	
	副 議 長	222,640 円 (253,000 円)	251,000円 / 119,000円	
	議 員	202,400 円 (230,000 円)	230,000円 / 100,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(26年度支給割合) 3.1月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(26年度支給割合) 3.1月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		766千円×在職年数×500/100 606千円×在職年数×280/100	15,320,000円 6,787,200円	任期満了毎 任期満了毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

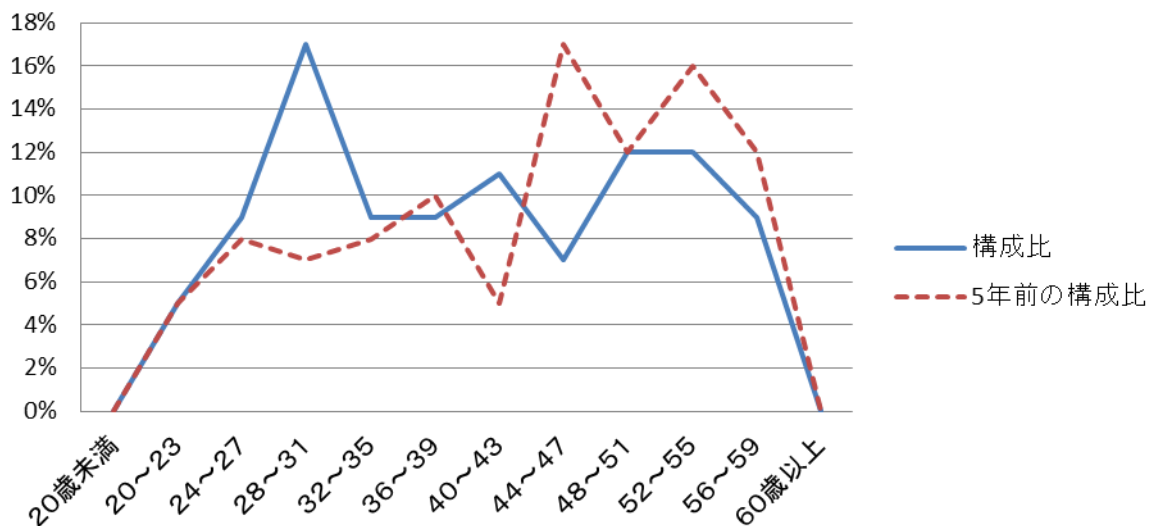
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	
		総 務	6	6	0	
		税 務	1	1	0	
		民 生	1	1	0	
		衛 生	8	10	+2	
		農 林 水 産	5	7	+2	
		商 工 土 木	2	1	-1	
計	4	4	0			
			28	31	+3	<参考> 類似団体の人口1万人当たりの職員数 176.22 人
		教 育 部 門	3	2	-1	
		消 防 部 門	0	0	0	
		小 計	31	33	+2	<参考> 類似団体の人口1万人当たりの職員数 208.21 人
公 営 企 業 等 部 門	交 通 そ の 他		21	21	0	
			3	3	0	
		小 計	24	24	0	
合 計			55 [66]	57 [66]	+2 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (27年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0	3	5	10	5	5	6	4	7	7	5	0	57

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	30	30	30	29	28	31	1(3%)
教育	3	3	3	3	3	2	△1(△33%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(%)
普通会計計	33	33	33	32	31	33	0(%)
公営企業等会計計	27	27	26	35	24	24	△3(△11%)
総合計	60	60	59	57	55	57	△3(△5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

※該当なし